

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の施行に寄せて

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成30年7月6日に成立し、一部の規定を除き令和元年7月1日に施行されました。民法のうち相続法に関する部分の改正は昭和55年の改正以来約40年ぶりの改正となります。

この40年間で社会の高齢化が進み、残された配偶者も同様に高齢となっているため、その保護の必要性が生じていたところ、配偶者保護のための方策が盛り込まれています。また、遺産分割前の預貯金の払い戻しを一部認めたり、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策など多岐にわたる改正が盛り込まれました。なお、新設された配偶者居住権制度は令和2年4月1日から、法務局における自筆証書遺言の保管制度については令和2年7月10日から施行される予定です。

司法書士は、これまでも相続登記を中心として、相続発生時における国民の権利を擁護するための活動をしてきました。本改正により、国民の皆様にとって司法書士を活用する場面が拡大することが予想されますが、安心して司法書士へご依頼いただけるよう、当会は会員に対し改正内容について一層研鑽するよう指導していく所存です。

2019年（令和元年）7月1日
大阪司法書士会 会長 香山 恭慶